

令和8年1月22日

学生諸君へ

別府大学 学長補佐 岩本 貴光
別府大学短期大学部 学長補佐 藤田 光子

春期休業期間中における生活について

本年度も春期休業期間が間近になりました。春期休業期間に伴い県外へ帰省等の移動をする学生も多いと思います。日頃から皆さんは感染症等の予防対策に努めていることとは思いますが、引き続き、警戒心を緩めることなく、感染防止に十分配慮してください。また、以下の事項にも留意し、事件・事故等にあわないようにしてください。

1. 20歳未満の飲酒禁止

20歳未満の者の飲酒は法律違反である。20歳未満の者の自らの飲酒や、飲酒の強要及びイッキ飲みなどは、絶対にしないこと。

2. 飲酒運転(酒酔い運転・酒気帯び運転)の禁止

飲酒運転は、重大な事故につながる極めて悪質な犯罪行為である。飲酒をしたら、車両(自動車・バイク・自転車)等の運転は絶対にしないこと。

3. 交通事故の防止

交通ルールの遵守と交通マナーの実践に努め、交通事故の被害者や加害者にならないよう、気を付けること。

4. 法令違反や社会的規範から逸脱した行為の禁止

闇バイトや特殊詐欺等への加担、違法・禁止薬物やそれに類するものの使用や所持・栽培、SNSへの不適切な投稿等、犯罪行為や社会的規範から逸脱した行為は厳に慎むこと。

5. 規則正しい生活

日頃の生活リズムを大きく変えることなく、規則正しい生活を心がけること。アルバイトをする場合は各人の責任において行うこと。

※学科やサークル、研究会等で行事を行う場合は、必ず「集会開催届」を学生課に届けてください。